

第100期 定時株主総会 招集ご通知

新型コロナウイルス感染拡大防止に関するお知らせ

株主のみなさまにおかれましては、株主総会へのご出席に際し、開催日時点での流行状況やご自身の体調をお確かめのうえ、ご無理をなさらず、スマートフォン等または郵送によって議決権を行使いただくこともご検討ください。

株主総会会場においては、アルコール消毒液の設置やサーモグラフィカメラによる検温の実施、係員のマスク着用など、感染予防対策を講じてまいります。本株主総会にご出席される株主様におかれましても、マスクを着用のうえご来場いただくなど、感染予防対策にご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

今後の流行状況により、株主総会の運営・会場に大きな変更が生じる場合には、当社ウェブサイト (<https://www.keio.co.jp/>) にてお知らせいたしますので、ご出席をご検討の際は、お出かけ前にご確認ください。

日時 2021年6月29日（火曜日）
午前10時（受付開始 午前9時）

場所 京王プラザホテル八王子 5階「翔王」
東京都八王子市旭町14番1号

議案 第1号議案 剰余金の配当の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）11名選任の件

スマートフォン等または郵送による
議決権行使期限

2021年6月28日（月曜日）
午後6時まで

議決権行使書の
QRコード®から
スマートフォンで
行使できます。

詳しくは3ページ



目次

■ 招集ご通知	1
■ 株主総会参考書類	5
(添付書類)	
■ 事業報告	15
■ 連結計算書類	45
■ 計算書類	47
■ 監査報告	49

京王電鉄株式会社

証券コード：9008

株 主 各 位

本社所在地：東京都多摩市関戸一丁目9番地1
(登記上の本店所在地：東京都新宿区新宿三丁目1番24号)

京 王 電 鉄 株 式 会 社

代表取締役社長 紅村 康
社長執行役員

第100期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第100期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席を見合わせていただく場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討いただき、**2021年6月28日（月曜日）午後6時までに議決権を行使いただきたくお願い申し上げます。**

▶スマートフォンまたはパソコン等による議決権の行使の場合

3ページをご参照のうえ、「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取る方法、またはパソコン等で議決権行使ウェブサイト (<https://www.web54.net>) へアクセスする方法により、上記の行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。

▶郵送による議決権の行使の場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご記入いただき、上記の行使期限までに到着するようにご返送ください。

敬 具

1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、資源節約のため、この「招集ご通知」をご持参いただきますようお願い申し上げます。
2. 会場には、株主ではない代理人および同伴の方など、議決権を有する株主以外の方はご入場いただけませんので、ご注意ください。
3. 当日、当社の役員および係員は軽装（クールビズ）にてご対応させていただきますので、ご了承いただきますようお願い申し上げます。株主の皆様におかれましても、軽装にてご出席くださいますようお願い申し上げます。
4. 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類および計算書類の内容について、株主総会の前日までに修正すべき事情が生じた場合には、当社ウェブサイトにおいて、掲載することによりお知らせいたします。
5. 本株主総会の決議ご通知は、株主総会後発送予定の「INVESTOR'S GUIDE けいおう」に掲載させていただく予定です。
6. 今後の新型コロナウイルス感染症の流行状況により、株主総会の運営・会場に大きな変更が生じる場合には、当社ウェブサイトにてお知らせいたしますので、ご出席をご検討の際は、お出かけ前にご確認ください。

記

1. 日 時	2021年6月29日（火曜日）午前10時（受付開始 午前9時）
2. 場 所	東京都八王子市旭町14番1号 京王プラザホテル八王子 5階「翔王」 (末尾の「株主総会 会場ご案内図」をご参照ください。)
3. 目的事項	報告事項 1. 第100期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告、連結計算書類および計算書類の内容報告の件 2. 第100期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）連結計算書類の会計監査人および監査等委員会監査結果報告の件 決議事項 第1号議案 剰余金の配当の件 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）11名選任の件
4. 招集にあたっての決定事項	(1) 書面とインターネット等により、重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効とさせていただきます。また、インターネット等によって議決権を複数回行使された場合は、最後の議決権行使を有効とさせていただきます。 (2) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する委任状および委任者の議決権行使書用紙のご提出が必要となります。

以 上

7. 法令および当社定款第16条の規定に基づき、提供すべき書面のうち、以下に記載の事項につきましては当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知には添付しておりません。
- ①事業報告の「取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況」、「当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」
- ②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」
- ③計算書類の「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」
- なお、監査等委員会が監査した事業報告、監査等委員会および会計監査人が監査した連結計算書類および計算書類は、本招集ご通知添付の各書類のほか、当社ウェブサイトに掲載している上記に記載の事項となります。
- 当社ウェブサイト ▶ <https://www.keio.co.jp/>

議決権行使についてのご案内

株主の皆様には、後記株主総会参考書類をご検討のうえ、是非とも議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

なお、議決権の行使には3つの方法がありますが、株主総会開催日時点での新型コロナウイルス感染症の流行状況やご自身の体調をお確かめのうえ、ご無理をなさらず、スマートフォン等または郵送によって議決権を行使いただくこともご検討ください。



スマートフォンまたはパソコン等を通じて
インターネットでご入力

行使期限

2021年6月28日（月曜日）

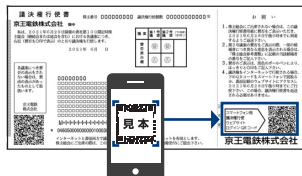
午後6時入力分まで

QRコードを読み取る方法「スマート行使」

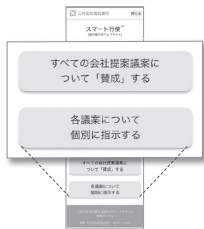
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく
議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 スマートフォン等で議決権行使書用紙
右下に記載
のQRコード
を読み取っ
てください。

(おもて面)



- 2 以降は画面の案内に
従って賛否を
ご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は 1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですが右記のPC向けサイトにアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログインし、再度議決権行使をお願いいたします。

(注) QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移します。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスし、
「次へすすむ」をクリックしてください。
(<https://www.web54.net>)



- 2 議決権行使書用紙に記載された
「議決権行使コード」をご入力し、
ログインしてください。

「議決権行使コード」を入力



- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワー
ド」を入力して新しいパスワードを設定し、
「登録」をクリック
してください。

「パスワード」を入力



(うら面)

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力
ください。



郵送によるご提出

行使期限

2021年6月28日（月曜日）

午後 6 時到着分まで

同封の議決権行使書用紙に賛否をご記入いただき、切手を貼らずにご投函ください。

※議決権行使書のご記入方法については、下記をご参照ください。



各議案の賛否をご記入ください。

第1号議案

- 賛成の場合 「賛」 の欄に○印
- 否認する場合 「否」 の欄に○印

第2号議案

- 全員賛成の場合 …………… 「賛」 の欄に○印
- 全員否認する場合 …………… 「否」 の欄に○印
- 一部の候補者を否認する場合 … 「賛」 の欄に○印をし、
否認する候補者の番号を
ご記入ください。

[illegible]

インターネットによる議決権行使についてご不明な点がございましたら、右記までお問合せください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
0120-652-031 フリーダイヤル
 (受付時間 午前9時～午後9時)

(注) 1. 機関投資家のみなさまは、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。
2. 「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

議案および参考事項

第1号議案

剰余金の配当の件

当社は、将来の事業展開と経営環境の変化に備えた経営基盤の強化に必要な内部留保を充実させながら、業績等を勘案し、株主の皆様への利益還元をはかっていくことを基本方針として、連結配当性向30%を目安に配当を行ってまいりました。

当期につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により期末決算において大幅な損失を計上しましたが、過去からの株主還元の実績や配当余力等を勘案し、期末配当金は以下のとおりといたしたいと存じます。

1 配当財産の種類および割当てに関する事項ならびにその総額

当社普通株式1株につき 金**20**円

総 額 **2,443,152,660**円

2 剰余金の配当が効力を生じる日

2021 年 **6** 月 **30** 日

なお、中間配当金として20円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は1株につき40円となり、前期比12円50銭の減配となります。

第2号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）11名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員は任期が満了いたしますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）11名の選任をお願いするものであります。その候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏 名			当社における地位および担当
1	永田	正	（ながた ただし） 再任	代表取締役会長
2	紅村	康	（こうむら やすし） 再任	代表取締役社長 社長執行役員
3	仲岡	一紀	（なかおか かずのり） 再任	取締役 専務執行役員 戦略推進本部長 海外戦略部長、新宿再開発推進室 分担、経営統括本部 経営企画部 企画戦略室分担
4	南	佳孝	（みなみ よしたか） 再任	取締役 常務執行役員 経営統括本部長、総務・危機管理部・法務・コンプライアンス部・広報部・人事部分担、財務・情報開示 担当、コンプライアンス担当
5	寺田	雄一郎	（てらだ ゆういちろう） 再任	取締役 常務執行役員 鉄道事業本部長
6	高橋	温	（たかはし あつし） 再任 社外 独立役員	取締役
7	古市	健	（ふるいち たけし） 再任 社外 独立役員	取締役
8	駒田	一郎	（こまだ いちろう） 再任	取締役
9	丸山	荘	（まるやま そう） 再任	取締役
10	若林	克昌	（わかばやし かつよし） 再任	取締役
11	都村	智史	（つむら さとし） 新任	執行役員 経営統括本部 経営企画部長

(注) 当社は、取締役を被保険者として、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害を填補の対象とする会社法第430条の3に規定される役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役は当該保険契約の保険料のうち、株主代表訴訟特約にかかる保険料を負担しております。本議案が承認された場合は、当該保険契約を更新する予定です。

候補者番号

1



な が た
永 田 正

(1952年 1月23日生)

再 任

所有する当社の株式の数

30,500株

■ 略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1974年 4 月 当社入社
2000年 6 月 当社関連事業部長
2002年 6 月 当社総合企画本部 グループ事業部長
2003年 6 月 当社人事部長
2004年 6 月 当社取締役人事部長
2005年 6 月 当社取締役総合企画本部 経営企画部長
2007年 6 月 当社常務取締役総合企画本部長
2009年 6 月 当社代表取締役社長
2015年 6 月 当社代表取締役会長兼社長
2016年 6 月 当社代表取締役会長 現在に至る

取締役候補者とした理由

同氏は、当社グループにおける豊富な業務経験と、会社経営全般に関する資質と見識を有しております。今後も当社グループの中長期的な戦略の策定および実行に貢献するものと期待されるため、引き続き候補者としてしました。

取締役会への出席状況

11/11回

(注) 同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

候補者番号

2



こ う む ら
紅 村 康

(1958年 3月21日生)

再 任

所有する当社の株式の数

20,300株

■ 略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1980年 4 月 当社入社
2004年 6 月 当社総合企画本部 経理部長
2007年 6 月 当社総合企画本部 経営企画部長
2010年 6 月 当社取締役総合企画本部副本部長
2011年 6 月 当社取締役総合企画本部長
2012年 6 月 当社常務取締役総合企画本部長
2013年 6 月 京王観光(株)代表取締役社長
2013年 6 月 当社取締役
2015年 6 月 当社代表取締役副社長
2016年 6 月 当社代表取締役社長
2020年 6 月 当社代表取締役社長 社長執行役員 現在に至る

取締役候補者とした理由

同氏は、当社グループにおける豊富な業務経験と、会社経営全般に関する資質と見識を有しております。今後も当社グループの中長期的な戦略の策定および実行に貢献するものと期待されるため、引き続き候補者としてしました。

取締役会への出席状況

11/11回

(注) 同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

候補者番号

3



な か お か
仲 岡

か ず の り
一 紀

(1960年2月5日生)

再 任

所有する当社の株式の数

8,100株

略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1983年4月 当社入社
2006年6月 当社S C営業部長
2009年6月 当社人事部長
2011年6月 当社総合企画本部 グループ事業部長
2013年6月 当社取締役総合企画本部 経営企画部長
2015年6月 当社常務取締役 開発事業部門分担
2016年6月 当社常務取締役戦略推進本部長、開発事業本部長
2017年6月 当社常務取締役開発事業本部長
2018年6月 当社常務取締役鉄道事業本部長、
新宿再開発特命担当
2019年6月 当社常務取締役鉄道事業本部長
2020年6月 当社取締役 専務執行役員 戦略推進本部長
海外戦略部長、新宿再開発推進室分担、経営統括
本部 経営企画部 企画戦略室分担 現在に至る

取締役候補者とした理由

同氏は、主に開発事業、鉄道事業に携わり、当社グループにおける豊富な業務経験と、会社経営全般および戦略推進業務に関する資質と見識を有しております。今後も当社グループの中長期的な戦略の策定および実行に貢献するものと期待されるため、引き続き候補者といいたしました。

取締役会への出席状況

11/11回

(注) 同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

候補者番号

4



みなみ よし た か

南 佳 孝

(1963年3月5日生)

再 任

所有する当社の株式の数

5,100株

■ 略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1986年4月 当社入社
 2009年6月 京王食品(株)代表取締役社長
 2011年6月 当社開発推進部長
 2011年12月 (株)リビタ代表取締役社長
 2015年6月 当社総合企画本部 経営企画部長
 2016年6月 当社取締役戦略推進本部 事業創造部長
 2017年6月 当社取締役戦略推進本部長
 2018年6月 当社常務取締役開発事業本部長
 2019年6月 当社常務取締役 総務法務部・広報部・人事部分担、コンプライアンス担当、新宿再開発特命担当
 2020年6月 当社取締役 常務執行役員 経営統括本部長、総務・危機管理部・法務・コンプライアンス部・広報部・人事部分担、財務・情報開示担当、コンプライアンス担当 現在に至る

取締役候補者とした理由

同氏は、主に開発事業、戦略推進業務に携わり、当社グループにおける豊富な業務経験と、会社経営全般および開発事業に関する資質と見識を有しております。今後も当社グループの中長期的な戦略の策定および実行に貢献するものと期待されるため、引き続き候補者いたしました。

取締役会への出席状況

11/11回

(注) 同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

候補者番号

5



て ら だ

寺 田

ゆ う い ち ろ う

雄 一 郎

(1962年7月28日生)

再 任

所有する当社の株式の数

2,200株

■ 略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1986年4月 当社入社
 2009年6月 当社鉄道事業本部 工務部長
 2014年6月 (株)京王設備サービス常務取締役
 2015年6月 (株)京王設備サービス代表取締役社長
 2017年6月 当社取締役鉄道事業本部副本部長
 2019年6月 当社取締役鉄道事業本部副本部長 計画管理部長
 2020年6月 当社取締役 常務執行役員 鉄道事業本部長 現在に至る

取締役候補者とした理由

同氏は、主に鉄道部門、施設管理業に携わり、当社グループにおける豊富な業務経験と、会社経営全般および鉄道事業に関する資質と見識を有しております。今後も当社グループの中長期的な戦略の策定および実行に貢献するものと期待されるため、引き続き候補者いたしました。

取締役会への出席状況

10/11回

(注) 同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

候補者番号

6



た か は し
高 橋

あ つ し
温

(1941年7月23日生)

再 任

社 外

独立役員

所有する当社の株式の数

600株

略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

- 1965年 4 月 住友信託銀行(株)〔現三井住友信託銀行(株)〕入社
- 1991年 6 月 住友信託銀行(株)取締役
- 1993年 6 月 住友信託銀行(株)常務取締役
- 1997年 6 月 住友信託銀行(株)専務取締役
- 1998年 3 月 住友信託銀行(株)代表取締役社長
- 2005年 6 月 住友信託銀行(株)代表取締役会長
- 2011年 4 月 住友信託銀行(株)相談役
- 2011年 6 月 (株)岩手銀行社外取締役 現在に至る
- 2011年 6 月 当社社外取締役 現在に至る
- 2012年 4 月 三井住友信託銀行(株)相談役
- 2016年 7 月 三井住友信託銀行(株)特別顧問
- 2018年 7 月 三井住友信託銀行(株)名誉顧問 現在に至る

重要な兼職の状況

三井住友信託銀行(株)名誉顧問
(株)岩手銀行社外取締役

社外取締役候補者とした理由

同氏は、経営者としての豊富な経験と高い見識を有しており、外部の視点から有益な意見をいただいているほか、取締役会の任意の諮問機関であるガバナンス委員会および指名・報酬委員会のメンバーとして審議を行うなど、当社のコーポレート・ガバナンスの強化に適切な役割を果たしていただいております。引き続き同氏の経験等を経営の監督に活かしたいため、社外取締役候補者いたしました。

取締役会への出席状況

10/11回

- (注) 1. 同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。同氏は2011年3月まで住友信託銀行(株)〔現三井住友信託銀行(株)〕の取締役でした。なお、同社は、当社と資金借入等の取引関係がありますが、いずれも一般の取引条件と同様のものです。
2. 同氏の当社の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって10年になります。
3. 同氏は、当社との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。なお、同氏の選任が承認された場合は、当該責任限定契約を継続する予定です。
4. 当社は、同氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。選任された場合、引き続き独立役員となる予定です。

候補者番号

7



ふる い ち

古 市

たけし

健

(1954年 8月21日生)

再 任

社 外

独立役員

所有する当社の株式の数

900株

■ 略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1977年 4 月 日本生命保険(相)入社
 2004年 7 月 日本生命保険(相)取締役
 2007年 1 月 日本生命保険(相)取締役執行役員
 2007年 3 月 日本生命保険(相)取締役常務執行役員
 2009年 3 月 日本生命保険(相)取締役専務執行役員
 2010年 3 月 日本生命保険(相)代表取締役専務執行役員
 2012年 3 月 日本生命保険(相)代表取締役副社長執行役員
 2016年 6 月 あいおいニッセイ同和損害保険(株)社外取締役
 2016年 6 月 当社社外取締役 現在に至る
 2016年 7 月 日本生命保険(相)代表取締役副会長 現在に至る
 2020年 6 月 (株)ダイセル社外取締役 現在に至る

■ 重要な兼職の状況

日本生命保険(相)代表取締役副会長
 (株)ダイセル社外取締役

社外取締役候補者とした理由

同氏は、経営者としての豊富な経験と高い見識を有しており、外部の視点から有益な意見をいただいているほか、取締役会の任意の諮問機関であるガバナンス委員会および指名・報酬委員会のメンバーとして審議を行うなど、当社のコーポレート・ガバナンスの強化に適切な役割を果たしていただいております。引き続き同氏の経験等を経営の監督に活かしたいため、社外取締役候補者いたしました。

取締役会への出席状況

11/11回

- (注) 1. 同氏は日本生命保険(相)の代表取締役副会長であり、同社は、当社と資金借入等の取引関係がありますが、いずれも一般の取引条件と同様のものであります。また、同社は、当社が行っている事業の部類に属する不動産事業を行っております。
2. 同氏の当社の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって5年になります。
3. 同氏は、当社との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。なお、同氏の選任が承認された場合は、当該責任限定契約を継続する予定です。
4. 当社は、同氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。選任された場合、引き続き独立役員となる予定です。

候補者番号

8



こ ま だ い ち ろ う
駒田 一郎

(1956年12月3日生)

再 任

所有する当社の株式の数

8,400株

略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1980年 4 月 当社入社
2004年 6 月 京王観光(株)取締役
2005年 4 月 京王リテールサービス(株)常務取締役
2006年 6 月 京王リテールサービス(株)代表取締役社長
2008年 6 月 当社総合企画本部 グループ事業部長
2010年 6 月 当社取締役総合企画本部 グループ事業部長
2011年 6 月 当社取締役開発企画部長
2013年 6 月 当社常務取締役 開発事業部門分担
2015年 6 月 (株)京王百貨店代表取締役副社長
2015年 6 月 当社取締役 現在に至る
2016年 6 月 (株)京王百貨店代表取締役社長 現在に至る

重要な兼職の状況

(株)京王百貨店代表取締役社長

取締役候補者とした理由

同氏は、主にグループ事業管理、開発事業に携わり、当社グループにおける豊富な業務経験と、会社経営全般および流通業に関する資質と見識を有しております。今後も当社グループの中長期的な戦略の策定および実行に貢献するものと期待されるため、引き続き候補者としたしました。

取締役会への出席状況

11/11回

(注) 同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

候補者番号

9



ま る や ま そ う
丸山 荘

(1956年10月5日生)

再 任

所有する当社の株式の数

12,600株

略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1980年 4 月 当社入社
2004年 6 月 京王重機整備(株)常務取締役
2006年 6 月 京王建設(株)常務取締役
2009年 6 月 西東京バス(株)代表取締役社長
2011年 6 月 当社取締役
2012年 6 月 当社取締役総務法務部長
2013年 6 月 当社常務取締役 総務法務部・広報部・人事部分担
2016年 6 月 当社常務取締役経営統括本部長・総務法務部・広報部・人事部分担
2017年 6 月 当社常務取締役経営統括本部長
2018年 6 月 京王電鉄バス(株)代表取締役社長 現在に至る
2018年 6 月 当社取締役 現在に至る
2020年10月 京王バス(株)代表取締役社長 現在に至る

重要な兼職の状況

京王電鉄バス(株)代表取締役社長
京王バス(株)代表取締役社長

取締役候補者とした理由

同氏は、主に経営統括業務、バス事業に携わり、当社グループにおける豊富な業務経験と、会社経営全般およびバス事業に関する資質と見識を有しております。今後も当社グループの中長期的な戦略の策定および実行に貢献するものと期待されるため、引き続き候補者としたしました。

取締役会への出席状況

11/11回

(注) 同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

候補者番号

10



わ か ばやし

若林

再 任

か つ よ し

克昌

(1963年7月20日生)

所有する当社の株式の数

2,200株

■ 略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1987年 4 月 当社入社
 2011年 6 月 (株)京王プラザホテル営業戦略室長
 2012年 6 月 (株)京王プラザホテル経営企画部長
 2013年 6 月 (株)京王プラザホテル取締役
 2017年 6 月 京王自動車(株)代表取締役社長
 2019年 6 月 当社取締役 現在に至る
 2020年 6 月 (株)京王プラザホテル代表取締役社長 現在に至る

■ 重要な兼職の状況

(株)京王プラザホテル代表取締役社長

取締役候補者とした理由

同氏は、主にホテル業、運輸業に携わり、当社グループにおける豊富な業務経験と、会社経営全般およびホテル業に関する資質と見識を有しております。今後も当社グループの中長期的な戦略の策定および実行に貢献するものと期待されるため、引き続き候補者いたしました。

取締役会への出席状況

11/11回

(注) 同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

候補者番号

11



つ む ら

都村

新 任

さ と し

智史

(1964年6月15日生)

所有する当社の株式の数

1,500株

■ 略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1988年 4 月 当社入社
 2012年 6 月 当社総合企画本部 沿線価値創造部長
 2015年 6 月 (株)リビタ代表取締役社長
 2018年 6 月 当社取締役経営統括本部 グループ事業部長
 2020年 6 月 当社執行役員経営統括本部 経営企画部長
 現在に至る

取締役候補者とした理由

同氏は、主に戦略推進業務、不動産業に携わり、当社グループにおける豊富な業務経験と、会社経営全般および経営統括業務に関する資質と見識を有しております。当社グループの中長期的な戦略の策定および実行に貢献するものと期待されるため、候補者いたしました。

(注) 同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

(ご参考)

社外取締役の独立性判断基準

京王電鉄（以下、「当社」という）は、次に掲げる各項目のいずれにも該当しない社外取締役について、独立性を有していると判断する。

- ① 当社および当社の子会社（以下、「当社グループ」という）の業務執行者（注１）または過去１０年間ににおいて当社グループの業務執行者であった者
- ② 当社グループを主要な取引先とする者（注２）またはその業務執行者
- ③ 当社グループの主要な取引先（注３）またはその業務執行者
- ④ 当社グループの主要株主（注４）またはその業務執行者
- ⑤ 当社グループの主要な借入先（注５）またはその業務執行者
- ⑥ 当社グループの会計監査人である監査法人に所属する者
- ⑦ 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産（注６）を得ているコンサルタント、弁護士、公認会計士、税理士等（法人等の団体である場合は当該団体に所属する者）
- ⑧ 当社グループから一定額を超える寄付または助成（注７）を受けている組織またはその業務執行者
- ⑨ 当社グループの常勤取締役、常勤監査役が他の会社の社外取締役または社外監査役を兼任している場合において、当該他の会社またはその親会社もしくは子会社の業務執行者
- ⑩ 過去３年間ににおいて上記②から⑨に該当していた者
- ⑪ 上記①から⑩に該当する者が重要な地位（注８）にある場合、その者の配偶者または２親等以内の親族

- （注）１．業務執行者とは、法人その他の団体の取締役、執行役、執行役員、業務を執行する社員、理事、その他これらに準じる者および使用人をいう。
- ２．当社グループを主要な取引先とする者とは、直近事業年度におけるその者の年間連結売上高の２％以上の額の支払いを当社から受けた者をいう。
- ３．当社グループの主要な取引先とは、直近事業年度における当社の年間連結売上高の２％以上の額の支払いを当社に行っている者をいう。
- ４．主要株主とは、総議決権の１０％以上の議決権を直接または間接的に保有している者をいう。
- ５．主要な借入先とは、当社の資金調達において必要不可欠であり、代替性がない程度に依存している者をいう。
- ６．多額の金銭その他の財産とは、過去３事業年度の平均で、役員報酬以外の年間１,０００万円を超える金銭その他の財産上の利益をいう（当該財産を得ている者が法人等の団体である場合は、過去３事業年度の平均で、当該団体の連結売上高の２％を超える金銭その他の財産上の利益をいう）。
- ７．一定額を超える寄付または助成とは、過去３事業年度の平均で年間１,０００万円または当該組織の平均年間総費用の３０％のいずれか高い方の額を超える寄付または助成をいう。
- ８．重要な地位とは、取締役（社外取締役を除く）、監査役（社外監査役を除く）、執行役員および部長職以上の上級管理職をいう。

以 上

以 上

1 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過およびその成果

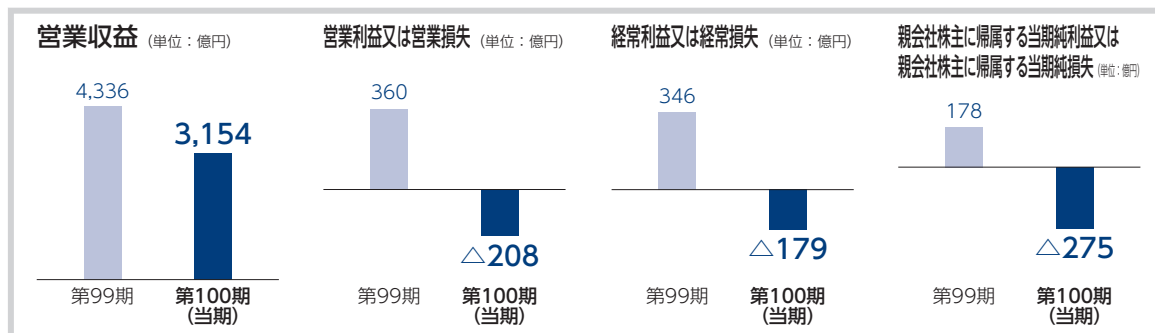
当期のわが国経済は、新型コロナウイルス感染症が拡大するなか、2020年4月に緊急事態宣言が発出され、急速に悪化しました。宣言解除後は国内個人消費を中心にやや持ち直しの動きが見られましたが、感染再拡大と2021年1月の緊急事態宣言の再発出を受けて停滞感が強まるなど、先行きが見通せない厳しい状況が続きました。

当社グループは、このような事業環境において、感染防止対策を徹底しながら積極的な営業活動に取り組んだほか、投資計画の見直しや、不要不急の経費の徹底した削減、社債発行などによる資金の確保に取り組み、社会インフラを担う企業グループとして事業活動の継続に努めました。しかしながら、運輸業、流通業、およびレジャー・サービス業を中心に大きな影響を被り、2018年度を初年度とする「京王グループ中期3カ年経営計画」の最終年度として当初掲げていた当期目標は未達となりました。運輸業では、緊急事態宣言の発出以降、輸送人員が急激に減少するなか、お客様のご利用動向に対応し、座席指定列車「京王ライナー」について平日の朝間および夕夜間時間帯の運行を拡大したほか、路線バスのダイヤを柔軟に見直すなど、各種施策に取り組みしました。輸送人員は緊急事態宣言の解除後、回復基調にありましたが、感染再拡大と宣言再発出により、当期末まで前期を下回る状況が続きました。流通業およびレジャー・サービス業においても、訪日外国人旅行客の激減や外出自粛の動きに加え、緊急事態宣言期間中の営業休止やその後の営業時間の短縮などにより大きな影響を受けるなか、百貨店業では、入退場管理システムを導入し、会場が密となることを防止しながら催事を開催したほか、EC（電子商取引）の強化に取り組みしました。また、ホテル業では、テレワーク等の新しい生活様式への変化を捉えた客室プランを積極的に開発・販売したほか、レストランや宴会場について、感染防止対策を徹底した営業体制の確立に取り組むなど、グループが一丸となって営業活動に取り組みしました。秋以降は「Go To キャンペーン」等の需要喚起策もあり、緩やかながらも回復基調にありましたが、緊急事態宣言の再発出により、営業収益が大きく減少する状況が当期末まで続きました。

以上の結果、営業収益は、3,154億3千9百万円（前期比27.3%減）、営業損失は、208億6千6百万円、経常損失は179億8千万円、親会社株主に帰属する当期純損失は、275億1千9百万円となりました。

なお、新型コロナウイルス感染防止対策については、社長を本部長とする対策総本部が中心となり、お客様と従業員の安全を第一に、電車やバス車両、各種設備の定期的な消毒と運行中の車内換気に取り組んだほか、緊急事態宣言の再発出期間中は国土交通省および1都3県からの要請を踏まえて終電時刻の繰上げを実施しました。また、商業施設やホテルにおいて、店頭での消毒液の設置や施設内の定期的な消毒、ソーシャルディスタンスの確保などに取り組みました。

次に、各セグメント別にご報告いたします。



運輸業		
営業収益	884億51百万円	(前期比 31.8%減)
営業損失	164億13百万円	(前期比 —)

運輸業全体の営業収益は、鉄道事業およびバス事業において、輸送人員が緊急事態宣言の発出による急激な減少後、回復基調にあったものの、その後の感染再拡大と緊急事態宣言の再発出により当期末まで前期を下回る状況となったことなどから884億5千1百万円（前期比31.8%減）、営業損失は164億1千3百万円となりました。

鉄道事業では、京王線（笹塚駅～仙川駅間）連続立体交差事業について、事業主体である東京都とともに用地取得や土留杭の設置工事を引き続き進めたほか、代田橋駅において駅ホームを仮設化するなど高架化のための準備工事を進めました。安全性向上策では、飛田給駅において、1番線のホームドアの使用を開始し、2番線、3番線とあわせ整備を完了したほか、下北沢駅でホームドア設置のためのホーム補強工事を引き続き進めました。また、安全・防犯対策の強化をはかるため、井の頭線の全踏切道への監視カメラの設置を完了したほか、京王線・井の頭線の車両への防犯カメラの設置を進めました。自然災害への備えについては、鉄道施設の耐震補強工事や大雨・強風対策工事を引き続き進めました。また、河川氾濫リスクに対処するため、車両疎開訓練を実施したほか、計画運休を行う際のお客様へのご案内手順に加えて、駅係員避難計画を策定しました。サービス向上策では、新線新宿駅で旅客トイレをリニューアルしたほか、改札外にエレベーターを新設しました。また、仙川駅で京王ストアに直結する改札口を新設するとともに、1番線のエレベーターを更新し、大型化するなど、利便性の向上とバリアフリー機能の拡充をはかりました。営業面では、お客様が快適に電車をご利用いただける取組みの一環として、「京王ライナー」について、平日の朝間および夕夜間時間帯の運行を拡大しました。また、新宿駅において大型LEDビジョンの広告販売を開始したほか、「京王・東京メトロ・都営地下鉄パス」など、他の鉄道事業者と連携した乗車券を企画・販売しました。環境への取組みでは、車両について、より消費電力削減効果に優れたVVVFインバータ制御装置への更新を進めたほか、駅構内の照明や車両前照灯のLED化に取り組みました。また、電車がブレーキをかけた際に発生する回生電力を設備用の電力として供給する補助電源装置について、若葉台車両基地に設置したほか、めじろ台駅において設置工事を進めました。

バス事業では、武蔵小金井駅北口と国分寺駅北口新ターミナルを結ぶ新規路線を開設したほか、低炭素社会の実現に向け、CO₂等を排出せず騒音が少ない燃料電池バスを導入しました。さらに、ヤマト運輸㈱と連携し、路線バスで宅急便の輸送ルートの一部を担う貨客混載事業を、東京都あきる野市と檜原村を結ぶ路線で開始しました。

このほか新たな取組みでは、当社が多摩エリアにおいて実施するMa a S（様々な移動手段を一元的に提供するサービス）の取組み「TAMa-GO」について、東京都が公募した実証実験プロジェクトへの採択を受けて、商業施設等との連携による事前決済・非接触利用が可能な電子チケットの販売や、タクシーによる相乗り型輸送サービスの提供などに関する実証実験を行いました。



流通業

営業収益	1,284億85百万円	(前期比 20.8%減)
営業損失	62百万円	(前期比 —)

流通業全体の営業収益は、ストア業のスーパーマーケット事業において増収となったものの、百貨店業およびショッピングセンター事業において緊急事態宣言にともなう休業や外出自粛の影響により減収となったことなどから1,284億8千5百万円（前期比20.8%減）、営業損失は6千2百万円となりました。

百貨店業では、「京王百貨店」新宿店において、会場内の密を回避しながら「秋の北海道展」や「元祖有名駅弁と全国うまいもの大会」などの催事を開催し、営業収益の確保に取り組みました。

ストア業では、「京王ストア」仙川駅ビル店について、店舗直結の改札口の新設にあわせて改装を行い、惣菜や簡単・便利に調理できる商品の充実をはかりました。

ショッピングセンター事業では、「フレンテ笹塚」1階フロアを改装し、鮮魚、青果、精肉の専門店や惣菜店を新たに誘致しました。また、2021年4月に「京王聖蹟桜ヶ丘ショッピングセンター」B館6階を改装し、ファミリー層向けのテナントを誘致したほか、「ぶらりと京王府中」東側高架下において改装工事を進め、一部店舗を開業しました。

さらに、「アートマン アートマン コスメ」明大前店をオープンしたほか、「ベーカリー&カフェ ルパ」幡ヶ谷店、南大沢店、久我山店をそれぞれリニューアルオープンいたしました。



不動産業

営業収益	480億 7百万円	(前期比 5.9%増)
営業利益	104億 1百万円	(前期比 13.1%増)

不動産業全体の営業収益は、不動産賃貸業において前期に取得したオフィスビルが通期で寄与したほか、不動産販売業においてリノベーション物件の販売が増加したことなどから480億7百万円（前期比5.9%増）、営業利益は104億1百万円（前期比13.1%増）となりました。

不動産賃貸業では、企業の社員寮として使用されていた建物をシェア型賃貸住宅「シェアプレイス経堂」にリノベーションし、入居を開始しました。また、中野区弥生町において賃貸マンションの建設工事に着手したほか、2021年4月に港区西新橋において賃貸マンションを取得するなど、引き続き賃貸資産の拡充に努めました。さらに、大規模修繕による価値向上後の売却も見込んで、新宿区西早稲田において賃貸マンションを取得しました。このほか、高尾山口駅前の既存の建物について、様々な時間・風景・自然を楽しむアクティビティや食事を提供する体験型ホテル「タカオネ」にリノベーションする工事を進めました。

不動産販売業では、新築戸建住宅「京王四季の街」稲城若葉台およびスカイテラス南山を販売したほか、集合住宅「グリーンリーフ明大前」を一棟販売しました。また、「ブリリアタワー聖蹟桜ヶ丘ブルーミングレジデンス」や「リビオレゾン THURSDAY調布」の共同販売を開始したほか、集合住宅を一棟まるごとリノベーションした「リノア北赤羽」の販売を進めました。

このほか、既存の建物をリノベーションし、宿泊者や地域の人々が交流できる場を備えたシェア型複合ホテル「KAICA 東京」を開業しました。



レジャー・サービス業

営業収益	253億31百万円	(前期比 65.8%減)
営業損失	192億85百万円	(前期比 —)

レジャー・サービス業全体の営業収益は、ホテル業において訪日外国人旅行客をはじめとした宿泊需要が大きく減少したほか、旅行業において外出自粛の動きにより旅行需要が大きく減少したことなどから253億3千1百万円（前期比65.8%減）、営業損失は192億8千5百万円となりました。

ホテル業では、各ホテルにおいて、デユースプランや長期滞在プランなど、新規プランを積極的に開発・販売したほか、レストランや宴会場での席間隔の確保やアクリル板の設置など、感染防止対策を徹底した営業体制の確立に取り組みました。「京王プラザホテル（新宿）」では、新型コロナウイルス感染症に対する安全・衛生対策が評価され、「ビューローベリタス」（世界最大級の試験・検査・認証機関）が発行する「SAFEGUARD（セーフガード）」ラベルを取得しました。また、「京王プラザホテル八王子」と「京王プラザホテル多摩」において、東京都の「多摩地域の宿泊施設を活用したサテライトオフィスの提供事業」に参画し、テレワーク需要の取込みに努めたほか、「京王プレミアホテル 札幌」において、客室をレンタルオフィスとして使用できるサービスを開始し、企業のオフィス多拠点化ニーズの取込みをはかりました。さらに、「高山グリーンホテル」において新館「桜凜閣」を開業しました。

このほか、京王テニスクラブにおいて新たなインドアテニスコートをオープンいたしました。



その他業

営業収益	654億 9百万円	(前期比 2.4%減)
営業利益	52億86百万円	(前期比 8.2%減)

その他業全体の営業収益は、建築・土木業において完成工事高が増加したものの、ビル総合管理業および車両整備業において受注が減少したことなどから654億9百万円（前期比2.4%減）、営業利益は52億8千6百万円（前期比8.2%減）となりました。

ビル総合管理業では、味の素スタジアムと武蔵野の森総合スポーツプラザにおいて、携帯電話基地局増設工事を受注しました。また、車両整備業では、都営新宿線やゆりかもめなどの車両定期検査を受注したほか、各鉄道事業者から車両修繕工事などを受注しました。建築・土木業では、多摩市の温水プール「アクアブルー多摩」の改修工事を竣工したほか、国分寺消防署庁舎の建設工事を進めました。また、道路整備や新築マンションなどの工事受注に取り組みました。

沿線住民の暮らしに役立つサービスを提供する「京王ほっとネットワーク」では、沿線住民のお買い物を支援する移動販売について、調布市と稲城市で販売を開始しました。このほか、テレワーク需要の拡大を捉え、沿線における職住近接を実現する場を提供するため、サテライトオフィス「KEIO BIZ PLAZA」を「ぷらりと京王府中」および「京王八王子ショッピングセンター」内にそれぞれ開業しました。

2. 対処すべき課題

当社グループでは、グループとしての存在価値を明文化した「京王グループ理念」を制定し、これをグループ内外に発信することで、グループ全体の価値観や方向性の共有化をはかっております。

<京王グループ理念>

私たち京王グループは、
つながりあうすべての人に誠実であり、環境にやさしく、
「信頼のトップブランド」になることを目指します。
そして、幸せな暮らしの実現に向かって
生活に溶け込むサービスの充実に日々チャレンジします。

この「京王グループ理念」を具現化するため、「京王グループ経営ビジョン」に基づき、当社グループの競争力の強化に取り組むとともに、法令・倫理を遵守し、地域社会貢献活動を行うなど、企業価値・株主共同の利益および沿線価値の向上に努めております。今後も「京王グループ理念」の具現化を目指し、当社グループが長年培ってきた有形・無形の経営資源を維持・活用してまいります。

2021年度においては、新型コロナウイルス感染防止対策を徹底しながら事業活動を継続し、「ゼロベースでのコスト構造の見直し」「時流を捉えた機動的な増収施策の推進」「ニューノーマルを見据えた事業構造の抜本的な見直し」を3つの軸として、収益力改善に向けた取組みを早急にはかりながら、手元資金の減少を一刻も早く食い止める利益水準への回復にグループ全体で取り組みます。一方で、大規模投資をとまなう長期プロジェクトについて、内容を精査しながら着実に推進していくとともに、将来に向けた施策についても積極的に取り組み、大規模投資が本格化する2030年代までに、新型コロナウイルス感染症拡大前を上回る利益水準への回復とニューノーマルに対応した事業構造への転換をはかります。

具体的には以下に記載する各施策に取り組み、グループ一丸となってこの難局を乗り越えてまいります。

(1) 鉄道事業における安全に向けた取組みと事業運営体制の変革

鉄道事業では、引き続き「安全に関する基本方針」を徹底するとともに、「有責事故ゼロ 運転事故・輸送障害発生件数の前年比削減」を安全目標として事故・トラブルの未然防止に努め、社会的な使命である「輸送の安全性と安定性の確保」のための取組みを進めます。また、お客様と従業員の安全を第一に、引き続き新型コロナウイルス感染症への対策を十分に講じるほか、長期にわたり安定的な事業運営が可能となるよう、将来的な輸送人員予測に基づく投資計画の策定や組織体制の適正化をはかるなど、事業運営体制の変革を進めます。

<安全に関する基本方針>

- ・「安全」は最大の使命であり、最高のサービスである。
- ・全社員が一丸となり継続的改善に取り組み、安全最優先の鉄道を創る。

道路と鉄道を立体交差化し、25か所の踏切を廃止する京王線（笹塚駅～仙川駅間）連続立体交差事業については、引き続き事業主体である東京都とともに用地取得や高架化工事などを進めます。安全性向上策については、台風やゲリラ豪雨等による河川氾濫への備えとして、河川水位情報等に基づき計画運休を行う際の情報提供など、各自治体との連携強化を進めます。また、下北沢駅でホームドアの整備を進めるとともに、高架橋やトンネル、盛土などの耐震補強工事に継続して取り組みます。

サービス向上策では、他社路線に対する競争力向上をはかりつつ、運行本数の適正化やお客様のニーズを捉えた「京王ライナー」の運行拡大など、輸送動向およびポストコロナの移動需要や環境の変化を想定したダイヤ改正を検討します。また、イベント列車の運行や沿線内外の施設などと連携した企画乗車券の販売に取り組み、収益力の向上をはかります。

このほか、新たな増収策や業務革新に関するプロジェクトを社員が中心となって推進するなど、部門や職位を越えた創意工夫が生まれる組織づくりを進めるほか、駅業務や設備保守について、DX（デジタルトランスフォーメーション）を積極的に推進し、次世代の事業運営体制への変革を進めます。

(2) 不動産業の強化

当社の強みを活かした地域社会との連携による「街づくり」を推進します。新宿地区再開発事業では、東京都と新宿区が公表した「新宿の拠点再整備方針」に基づき、将来的な再開発による価値向上を目指して、引き続き関係者との協議や開発計画の検討を進めます。また、京王線（笹塚駅～仙川駅間）連続立体交差事業で新たに創出される駅前や高架下の空間について、エリア一体での開発計画の検討を進めるほか、京王多摩川駅に隣接する京王フローラルガーデン敷地および周辺土地で再開発事業を推進します。さらに、聖蹟桜ヶ丘地区において、賑わいがあふれ、回遊性の高い街づくりを目指すほか、橋本駅周辺において、当社グループの西の玄関口としての“顔”となる、特徴ある街づくりの検討を進めます。

不動産賃貸業では、高尾山口駅前のホテル「タカオネ」について、2021年夏の開業に向け、リノベーション工事を進めます。また、下北沢駅東側高架下で商業施設の建設工事を進めるほか、「京王クラウン街笹塚」について、駅改札前エリアを改装するなど、収益力の強化に取り組みます。さらに、賃貸用不動産におけるオフィス物件の割合を引き上げ、収益の安定化をはかるとともに、働き方の変容に対応して、シェアオフィスやサテライトオフィスの出店を加速してまいります。

さらに、稼ぐ力の強化に向けて、主軸である不動産賃貸業の利益の拡大に加え、保有不動産を入れ替えながら利益を上げる不動産投資・販売業を強化し、開発・賃貸・販売の良好なバランスにより利益を拡大する「総合不動産業」への構造転換を目指します。

(3) ホテル業における収益構造の立て直し

近年、訪日外国人旅行客の増加を背景として拡大してきた宿泊需要は、新型コロナウイルス感染症の拡大により消失しており、当面の間は回復が見込めないことを前提として事業運営に取り組みます。各ホテルにおいてコスト構造の抜本的な見直しと不採算事業の見極めを進め、資金流出を防止するとともに、業態変更や一部フロアの用途変更も含めた収益強化策を検討します。また、継続した需要を見込むことができるビジネス利用やホテル会員利用などの囲い込みと長期滞在プランやレンタルオフィスなどの新たなニーズの取り込みにより、安定収益源を確保します。これら施策については、グループホテル全体で横断的に取り組み、グループメリットを活かしたホテル運営体制の構築と収益構造の立て直しをはかります。

(4) グループ事業の収益力回復と新たな領域の開拓

グループ各社の構造改革を進め、最適な事業運営体制を構築し、いち早く新型コロナウイルス感染症拡大前の利益水準への回復を目指します。また、B to B（企業間取引）の領域では、積極的な営業活動による外部受注の拡大やM&Aの活用により、収益規模の拡大に取り組めます。

MaaS（様々な移動手段を一元的に提供するサービス）への取組みについては、飛騨高山エリアや高尾山エリアにおいて、観光情報の提供や観光プランの提案と予約連携、電子チケットの拡充などに取り組め、観光型MaaSを推進します。また、沿線の利便性向上のための取組みについても、鉄道やバス、タクシーなどとの連携や、沿線の商業施設で利用できる電子チケットの提供など、引き続き検討・実施してまいります。さらに、沿線の生活者を支えるラストワンマイル配送網の構築に向けて、物流事業の立上げを検討します。加えて、サテライトオフィス「KEIO BIZ PLAZA」について、ターミナル駅周辺および当社が保有するホテルや商業施設への出店を継続的に検討するほか、シェアオフィス事業との相互利用の促進などにより、利用会員の利便性向上に努めます。

(5) 強固な経営体制の整備に向けた取組み

リスク管理体制強化に向けた取組みとして、感染症や自然災害など、リスクの特性に応じた対応策を強化するため、BCP（事業継続計画）の見直しを進めます。特に、新型コロナウイルス感染症については、社長を本部長とした対策総本部主導の危機管理体制のもとで、引き続き、感染防止対策に徹底して取り組みます。また、東京2020オリンピック・パラリンピックの開催を見据えて、グループ各社が連携してリスク情報の共有や対応策の水平展開を行うほか、サイバー攻撃に備え、グループ全体でサイバーセキュリティ対策を強化してまいります。

当社は、コーポレート・ガバナンス体制のさらなる充実をはかるため、2020年6月に監査等委員会設置会社に移行するとともに執行役員制度を導入しております。引き続き取締役会の透明性・公正性の向上をはかるとともに、経営体制の強化と意思決定の迅速化をはかります。

(6) 企業の社会的責任に対する取組み

当社グループでは、すべての事業において「京王グループ理念」および「京王グループ行動規範」に則った活動を積極的に推進しております。

環境面においては、各事業の特性に応じて、CO₂排出量削減など環境負荷低減策に取り組みます。鉄道車両の省エネルギー化では、より消費電力削減効果に優れたVVVFインバータ制御装置への更新を進めます。また、当社が保有するビルについて、空調機の更新や照明のLED化など省エネルギー化に取り組むほか、水資源保護の取組みとして、多摩川上流域の森林保全活動への参画を検討します。

社会的な側面においては、多世代が共に生き、交流する沿線づくりとして、子育て世代を対象とした事業や高齢者住宅事業などに取り組みます。また、多様な人材雇用や女性の活躍推進、育児・介護と仕事の両立やワークライフバランス、ハラスメント防止対策などの施策に取り組むほか、定年延長など年齢によらず活躍できる制度の検討を進め、就労意識の多様化に対応する働きやすい職場の実現をはかります。

今後も株主の皆様をはじめとして、お客様、お取引先など、ステークホルダーの皆様と対話を重ね、これら社会的責任を果たす活動に継続して取り組み、沿線とともに成長し、地域社会への貢献に努力し続けます。

3. 設備投資の状況

当社グループの当期における設備投資の総額は361億2千1百万円となり、主な内容は次のとおりであります。

(1) 完成した主な工事等

事業セグメント		設備投資の内容
運 輸 業	鉄 道 事 業	車両制御装置更新（京王線8000系26両）
	バ ス 事 業	車両新造（路線37両、貸切3両）
不 動 産 業	不 動 産 賃 貸 業	港区西麻布賃貸マンション一部取得 新宿区西早稻田賃貸マンション取得

(2) 継続中の主な工事等

事業セグメント		設備投資の内容
運 輸 業	鉄 道 事 業	京王線（笹塚駅～仙川駅間）連続立体交差事業 下北沢駅改良工事
不 動 産 業	不 動 産 賃 貸 業	下北沢駅東側高架下商業施設建設工事 中野区弥生町賃貸マンション建設工事 「タカオネ」リノベーション工事

4. 資金調達の状況

当社は、新型コロナウイルス感染症拡大による事業環境の変化を踏まえ、手元資金を拡充するため、2020年5月26日に、第41回無担保社債200億円および第42回無担保社債200億円を発行したほか、当社グループ外から164億9千万円の新規借入を行っております。また、短期的な資金需要に対応するため、コマーシャルペーパーを発行しており、当期末残高は300億円となりました。

この結果、当社グループにおける当期末の借入金、コマーシャルペーパーおよび社債の残高の合計額は前期末に比べて701億9百万円増加し、3,996億1千万円となりました。

5. 財産および損益の状況の推移

区 分	第97期 2017年度	第98期 2018年度	第99期 2019年度	第100期 (当期) 2020年度
営 業 収 益 (百万円)	434,697	447,508	433,669	315,439
営業利益または営業損失(△) (百万円)	38,537	40,078	36,024	△20,866
経常利益または経常損失(△) (百万円)	35,728	39,281	34,684	△17,980
親会社株主に帰属する 当期純利益または純損失(△) (百万円)	23,897	27,213	17,875	△27,519
1株当たり当期純利益 または純損失(△) (円)	195.71	222.87	146.40	△225.38
総 資 産 (百万円)	889,135	889,341	876,691	912,624
純 資 産 (百万円)	352,241	368,022	373,454	344,395

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式の総数により算出しており、発行済株式の総数から自己株式を控除して算出しております。
2. 当社は、2017年10月1日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を実施しております。1株当たり当期純利益は、第97期の期首に当該株式併合が行われたと仮定して算定しております。
3. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 2018年2月16日）等を第98期の期首から適用しており、第97期の総資産の金額については、当該会計基準等を遡って適用した後の金額となっております。

6. 重要な親会社および子会社の状況（2021年3月31日現在）

(1) 親会社との関係

該当事項はございません。

(2) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
(株) 京 王 百 貨 店	100百万円	100.0%	百 貨 店 業
(株) 京 王 ス ト ア	450百万円	100.0%	ス ト ア 業
(株) 京 王 プ ラ ザ ホ テ ル	100百万円	100.0%	ホ テ ル 業
京 王 電 鉄 バ ス (株)	4,600百万円	100.0%	バ ス 事 業

連結子会社は上記4社を含め46社、持分法適用会社は12社であります。

(3) 特定完全子会社に関する事項

該当事項はございません。

7. 主要な事業内容（2021年3月31日現在）

当社グループの主要な事業内容は、次のとおりであります。

(1) 運 輸 業

事業の内容	主要な会社名
鉄 道 事 業 バ ス 事 業	当社 京王電鉄バスグループ (京王電鉄バス(株)、京王バス(株)、京王バス小金井(株)) 西東京バス(株)
タ ク シ ー 業	京王自動車グループ (京王自動車(株)、京王自動車城西(株)、京王自動車城南(株)、 京王自動車調布(株)、京王自動車多摩北(株)、京王自動車多摩南(株)、 京王自動車多摩西(株)、京王自動車バスサービス(株))
貨 物 の 輸 送 ・ 引 越 し 業	京王運輸(株)

(注) 京王バス南(株)は2020年10月1日付で京王バス東(株)および京王バス中央(株)を吸収合併し、同日付で商号を京王バス(株)に変更いたしました。

(2) 流通業

事業の内容	主要な会社名
百貨店業	(株)京王百貨店
ストア業	(株)京王ストア
書籍販売業	京王書籍販売(株)
ショッピングセンター事業	当社
クレジットカード業	(株)京王パスポートクラブ
生活雑貨関連用品の販売業	(株)京王アートマン
パン、菓子の製造・販売業	京王食品(株)
生花販売業	京王グリーンサービス(株)

(3) 不動産業

事業の内容	主要な会社名
不動産賃貸業	当社、京王不動産(株)、京王地下駐車場(株)、(株)リビタ、京王重機整備(株)、新線新宿開発(同)
不動産販売業	当社、京王不動産(株)、(株)リビタ

(注) 当社は2021年6月1日付で新線新宿開発(同)を吸収合併する予定です。

(4) レジャー・サービス業

事業の内容	主要な会社名
ホテル業	(株)京王プラザホテル、(株)京王プラザホテル札幌、(株)京王プレッソイン、(株)京王プレリアホテル京都、(株)京王プレリアホテル札幌、(株)高山グリーンホテル
旅行業	京王観光(株)
広告代理業	(株)京王エージェンシー
スポーツ業	京王レクリエーション(株)
飲食業	(株)レストラン京王

(5) その他業

事業の内容	主要な会社名
ビル総合管理業	(株)京王設備サービス
車両整備業	京王重機整備(株)、東京特殊車体(株)
建築・土木業	京王建設(株)
情報システム業	(株)京王ＩＴソリューションズ
経理代行・金融業	(株)京王アカウンティング
人事業務代行業	(株)京王ビジネスサポート
社会教育事業	京王ユース・プラザ(株)
清掃業	(株)京王シンシアスタッフ
子育て支援事業	(株)京王子育てサポート
高齢者住宅事業	京王ウェルシステージ(株)
葬祭事業	京王フェアウェルサポート(株)

8. 主要な事業所等（2021年3月31日現在）

会社名	主な事業所・施設等
当 社 (本社：東京都多摩市)	【鉄道施設】 京 王 線 営業キロ：72.0km 駅数：52駅 車両数：732両 井の頭線 営業キロ：12.7km 駅数：17駅 車両数：145両 【賃貸物件】 京王百貨店新宿ビル、京王プラザホテル（新宿）、 京王プラザホテル札幌、京王聖蹟桜ヶ丘ショッピングセンター、 京王品川ビル、キラリナ京王吉祥寺、トリエ京王調布
(株) 京 王 百 貨 店 (本社：東京都渋谷区)	新宿店、聖蹟桜ヶ丘店、ららぽーと新三郷店、セリオ八王子店、 昭島モリタウン店、キラリナ京王吉祥寺店、トリエ京王調布店
(株) 京 王 ス ト ア (本社：東京都多摩市)	京 王 ス ト ア： 東京都13店舗、神奈川県 1 店舗 キッチンコート： 東京都10店舗、神奈川県 1 店舗 京王ストアエクスプレス： 東京都 5 店舗、神奈川県 1 店舗 K-SHOP・他： 東京都20店舗、神奈川県 2 店舗 A L O T： 東京都25店舗、神奈川県 2 店舗
(株) 京 王 プ ラ ザ ホ テ ル (本社：東京都新宿区)	京王プラザホテル（新宿）、京王プラザホテル八王子、 京王プラザホテル多摩
京 王 電 鉄 バ ス グ ル ー プ (京 王 電 鉄 バ ス (株)) (京 王 バ ス (株)) (京 王 バ ス 小 金 井 (株))	【路線バス】 営業所：東京都10か所 車両数：742両 【高速バス】 営業所：東京都 4 か所 車両数：112両 【貸切バス】 営業所：東京都 5 か所 車両数：66両

- (注) 1. 京王線は都営地下鉄新宿線と相互乗入れを実施しております。
 2. 京王線の車両数には事業用車両 4 両を含みます。
 3. 京王電鉄バスグループ 3 社の本社所在地はいずれも東京都府中市であります。

9. 従業員の状況（2021年3月31日現在）

事業セグメント	従業員数
運 輸 業	6,171名
流 通 業	1,768名
不 動 産 業	496名
レジャー・サービス業	2,507名
その他の業	2,269名
全社（共通）	331名
合 計	13,542名

（注）従業員数に臨時従業員は含まれておりません。

10. 主要な借入先（2021年3月31日現在）

借入先	借入金残高
株式会社日本政策投資銀行	111,488百万円
三井住友信託銀行株式会社	26,346百万円
太陽生命保険株式会社	10,790百万円
株式会社三菱UFJ銀行	9,530百万円
日本生命保険相互会社	9,080百万円

2 会社の株式に関する事項 (2021年3月31日現在)

1. 発行可能株式総数 316,046,000株
2. 発行済株式の総数 128,550,830株 (自己株式6,393,197株を含む。)
3. 株主数 29,713名 (前期末比2,501名減)
4. 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	11,530	9.4
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	6,141	5.0
太 陽 生 命 保 険 株 式 会 社	5,862	4.8
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 (信 託 口)	5,495	4.5
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	3,648	3.0
第 一 生 命 保 険 株 式 会 社	2,222	1.8
STATE STREET BANK WEST CLIENT- TREATY 505234	2,164	1.8
株式会社日本カストディ銀行 (三井住友信託銀行退職給付信託口)	2,000	1.6
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	1,959	1.6
富 国 生 命 保 険 相 互 会 社	1,918	1.6

- (注) 1. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。
2. 当社は自己株式を6,393千株所有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

3 会社役員に関する事項

1. 取締役の氏名等（2021年3月31日現在）

氏 名				地位および担当	重要な兼職の状況
なが	た	ただし		代表取締役会長	—
永	田	正			
こう	むら	やすし		代表取締役社長 社長執行役員	—
紅	村	康			
なか	おか	かず	のり	取締役 専務執行役員 戦略推進本部長 海外戦略部長、新宿 再開発推進室分担、経営統括本部 経営 企画部 企画戦略室分担	—
仲	岡	一	紀		
かわ	せ	あき	のぶ	取締役 常務執行役員 開発事業本部長	—
川	瀬	明	伸		
みなみ		よし	たか	取締役 常務執行役員 経営統括本部長、総務・危機管理部・法 務・コンプライアンス部・広報部・人事 部分担、財務・情報開示担当、コンプラ イアンス担当	—
南		佳	孝		
てら	だ	ゆう	いち	取締役 常務執行役員 鉄道事業本部長	—
寺	田	雄	一郎		
たか	はし	あつし		取 締 役	三井住友信託銀行株式会社 名誉顧問 株式会社岩手銀行 社外取締役
高	橋	温			
ふる	いち	たけし		取 締 役	日本生命保険相互会社 代表取締役副会長 株式会社ダイセル 社外取締役
古	市	健			
こま	だ	いち	ろう	取 締 役	株式会社京王百貨店 代表取締役社長
駒	田	一	郎		
まる	やま	そう		取 締 役	京王電鉄バス株式会社 代表取締役社長 京王バス株式会社 代表取締役社長
丸	山	荘			
わか	ばやし	かつ	よし	取 締 役	株式会社京王プラザホテル 代表取締役社長
若	林	克	昌		

氏 名	地位および担当	重要な兼職の状況
伊 藤 俊 司 い とう しゅん じ	取締役 監査等委員（常勤） 監査等委員会委員長	—
竹 川 浩 史 たけ かわ ひろ し	取締役 監査等委員（常勤）	—
北 村 敬 子 きた むら けい こ	取締役 監査等委員	中央大学名誉教授 明治安田生命保険相互会社 社外取締役 日野自動車株式会社 社外監査役
金 子 正 志 かね こ まさ し	取締役 監査等委員	弁護士

(注) 1. 当社は第99期定時株主総会（2020年6月26日開催）において監査等委員会設置会社に移行するとともに、同日開催の取締役会において執行役員制度を導入いたしました。これらによるものも含め期中の役員の異動は次のとおりであります。

氏 名	新	旧	異動日
紅 村 康 こう むら 康	代表取締役社長 社長 執行役員	代表取締役社長	2020年6月26日
仲 岡 一 紀 なかつ 岡 一 紀	取 締 役 専 務 執 行 役 員	常 務 取 締 役	
川 瀬 明 伸 南 佳 孝 かわ 瀬 明 伸 なん 佳 孝	取 締 役 常 務 執 行 役 員	常 務 取 締 役	
寺 田 雄 一 郎 てら 田 雄 一 郎	取 締 役 常 務 執 行 役 員	取 締 役	
伊 藤 俊 司 い とう しゅん じ	取 締 役 監 査 等 委 員（常勤）	常 務 取 締 役	
竹 川 浩 史 たけ かわ ひろ し	取 締 役 監 査 等 委 員（常勤）	常 勤 監 査 役	
北 村 敬 子 金 子 正 志 きた むら けい こ かね こ まさ し	取 締 役 監 査 等 委 員	監 査 役	
櫻 井 俊 樹 山 岸 真 也 都 村 智 史 うゑ 井 俊 樹 やま 岸 真 也 つむ むら 智 史	執 行 役 員	取 締 役	
宮 坂 周 治 小 野 正 浩 井 上 晋 一 みや 坂 周 治 こ の 野 正 浩 い の 上 晋 一	執 行 役 員	〔 就 任 〕	
山 本 水 陽 越 中 一 郎 護 太 郎 成 やま 本 水 陽 こし 中 一 郎 ご 太 郎 成	〔 退 任 〕	取 締 役	
水 野 諭 みづ の 諭	〔 退 任 〕	常 勤 監 査 役	

2. 取締役高橋 温、古市 健、取締役監査等委員竹川浩史、北村敬子、金子正志は社外取締役であります。
3. 監査等委員会は、内部監査部門等との十分な連携や重要な社内会議への出席を通じて、情報収集の充実と監査の実効性を高め、監査等委員会の監査・監督機能を強化するため、伊藤俊司と竹川浩史を常勤の監査等委員として選定しております。
4. 取締役監査等委員（常勤）伊藤俊司は、当社グループにおいて経営統括部門の業務経験を有し、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 取締役監査等委員（常勤）竹川浩史は、金融機関における業務経験を有し、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 取締役監査等委員北村敬子は、会計学を専門とした大学教授としての経験を有し、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
7. 当社は、取締役高橋 温、古市 健、取締役監査等委員（常勤）竹川浩史、取締役監査等委員北村敬子、金子正志を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
8. 当社は、取締役高橋 温、古市 健、取締役監査等委員北村敬子、金子正志との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。
9. 当社は当社取締役および執行役員ならびに子会社の取締役および監査役を被保険者として、会社法第430条の3に規定される役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約は、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害を填補の対象としており、当社取締役は当該保険契約の保険料のうち株主代表訴訟特約にかかる保険料を負担しております。なお、当該保険契約においては、法令違反であることを認識して行った行為に起因してなされた損害賠償請求等、保険約款に定める一定の場合については、保険金の支払いは行われないこととされております。

2. 当期に係る取締役および監査役の報酬等の総額

(1) 監査等委員会設置会社移行前

(2020年4月1日から第99期定時株主総会(2020年6月26日)終結の時まで)

区 分	人 数	報酬等の総額
取 締 役	18名	108百万円
監 査 役	4名	16百万円
合 計	22名	125百万円
(うち社外役員)	(5名)	(14百万円)

- (注) 1. 上記のほか、使用人兼務取締役(5名)に対する使用人分給として17百万円を支払っております。
2. 当期における厳しい経営環境を勘案し、取締役(社外取締役を除く。)および常勤監査役の報酬について5月から10%の報酬返上を行っております。上記表に記載の金額は当該返上後の金額であります。

(2) 監査等委員会設置会社移行後

(第99期定時株主総会(2020年6月26日)終結の時から2021年3月31日まで)

区 分	基本報酬		年次業績連動報酬		株式報酬		合 計	
	人 数	報酬等の額	人 数	報酬等の額	人 数	報酬等の額	人 数	報酬等の額
取締役 (監査等委員を除く)	11名	189百万円	—	—	9名	61百万円	11名	251百万円
取締役 (監査等委員)	4名	64百万円	—	—	—	—	4名	64百万円
合計	15名	253百万円	—	—	9名	61百万円	15名	315百万円
(うち社外役員)	(5名)	(54百万円)	—	—	—	—	(5名)	(54百万円)

- (注) 1. 当社は、単年度の連結業績目標の達成に向けて着実に成果を上げることが目的に、年次業績連動報酬を導入しております。年次業績連動報酬は、当社グループの業績全般に責任を負うとの観点から、取締役(監査等委員である取締役および社外取締役を除く。)と執行役員を対象としており、連結営業利益等を指標として決定するものです。なお、当期を含む連結営業利益等の推移は、28ページに記載の「1 企業集団の現況に関する事項 5. 財産および損益の状況の推移」のとおりであります。
2. 当社は中長期的な業績向上および株主価値の最大化に貢献する意識を高めることを目的とし、後記「3. 取締役の報酬等」についての株主総会の決議内容に記載のとおり、当社が金銭を拠出することにより設定する信託を通じて当社株式の交付を行う株式報酬制度を導入しております。なお、上記表に記載の株式報酬の報酬等の額は、本制度に基づき当期に付与されたポイント総数に相当する金銭として、当期において会計上引当てを行った金額となります。
3. 当期における厳しい経営環境を勘案し、取締役(非常勤の社外取締役を除く。)の報酬について7月から10%、9月から役位に応じて10%~30%の報酬返上を行っております。上記表に記載の金額は当該返上後の金額であります。

3. 取締役の報酬等についての株主総会の決議内容

当社は2020年6月26日開催の第99期定時株主総会（以下、「同株主総会」といいます。）において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を年額4億2,000万円以内、うち社外取締役分4,000万円以内と決議しており、監査等委員である取締役の報酬額を年額1億3,000万円以内と決議しております。

また、同株主総会において、取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対して、上記報酬額とは別に、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（以下、「本信託」といいます。）が当社株式を取得し、本信託を通じて各取締役に対して当社株式が交付される株式報酬制度（以下、「本株式報酬制度」といいます。）を導入することを決議しております。当該決議におきましては、本株式報酬制度の対象期間を同株主総会の日の翌日から2023年6月の定時株主総会終結の日までの約3年間とすること、対象者に交付するために必要な当社株式の取得資金として当社が拠出する金銭の上限を合計金3億3,000万円とすること、取締役会が定める株式交付規程に基づき、1ポイントを1株とし、1事業年度あたり33,000ポイントを上限として、役位等に応じたポイントを付与すること、また、本株式報酬制度の対象となる取締役は、原則として退任時に当該付与ポイントと引き換えに当社株式の交付を受けること、違法行為等の株式交付規程で定める一定の事由が生じた場合、取締役会の決議により、それまでに付与したポイントの全部または一部が失効すること、等を定めております。なお、本株式報酬制度は取締役会の決定により5年以内の期間を都度定めて延長する場合があります、延長がなされた場合に対象者に交付するために必要となる当社株式の取得資金として当社が拠出する金銭の上限は、1年あたり合計金1億1,000万円としております。

（注）第99期定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は11名（うち社外取締役の員数は2名）、監査等委員である取締役の員数は4名であり、株式報酬制度の対象となる取締役の員数は9名であります。

4. 取締役の報酬等の決定に関する方針等

当社は会社法に基づき、「役員の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針」を取締役会で決議しており、その内容は次のとおりであります。なお、当該方針の決定に際しては、予め、取締役会の任意の諮問機関として社外取締役2名を含む取締役4名で構成する指名・報酬委員会の審議を経ております。

「役員の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針」

1. 基本の構成

取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）の報酬等については、基本報酬、事業年度ごとの業績に連動する年次業績連動報酬および株式報酬により構成し、社外取締役および監査等委員である取締役の報酬については、職務内容等を勘案し、基本報酬のみを支払うこととする。

2. 基本報酬の個人別の報酬等の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役職位等を勘案し、職責に応じ適切な水準とする。

3. 年次業績連動報酬に係る業績指標の内容および当該業績連動報酬の額又は数の算定方法の決定に関する方針

年次業績連動報酬は、事業年度ごとの業績に連動する指標として、当該年次の連結営業利益等を総合的に勘案し、業績の達成状況を反映させて算定し、基本報酬にあわせて支給する。額の算定にあたっては、指名・報酬委員会に諮問し、審議を経て決定する。

4. 株式報酬の内容および額又は数の算定方法の決定に関する方針

株式報酬は、中長期的な業績向上および株主価値の最大化に貢献する意識を高めることを目的に、当社が金銭を拠出することにより設定する信託を用いて、各取締役に付与するポイントの数に相当する数の当社株式を交付する。

ポイントは取締役会で定める株式交付規程に基づき、役位等に応じたポイントを付与する。付与されたポイントに応じた当社株式の交付は、原則として取締役の退任時とする。

5. 基本報酬、年次業績連動報酬、株式報酬の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

基本報酬、年次業績連動報酬、株式報酬の額および割合は、上記項目2. 3. 4. の方針に加え、当社が鉄道事業を中心とした公共性の高い事業を営んでいることを踏まえて決定する。

6. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、取締役会の任意の諮問機関である指名・報酬委員会で審議の上、取締役会の決議により、代表取締役社長に一任する。

代表取締役社長は、指名・報酬委員会の審議内容を尊重し、株主総会で決議された取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額の範囲内で、各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を決定する。

なお、監査等委員である取締役の報酬については、株主総会で決議された報酬額の範囲内で、監査等委員である取締役の協議により決定する。

7. 執行役員の個人別の報酬等の決定に関する方針

執行役員の個人別の報酬等の決定は、本方針に記載の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に関する方針を準用する。

5. 当社取締役の報酬等が上記4.の方針に沿うものであると取締役会が判断する理由等

当社は2020年6月26日開催の定時株主総会における定款変更決議により監査等委員会設置会社に移行しました。

監査等委員会設置会社への移行前は、取締役および監査役の報酬について、各役員の役職位、職務内容等を勘案し、職責に応じた適切な水準とするとともに、取締役（社外取締役を除く。）の報酬の一部について業績の達成状況を反映させる方針としておりました。移行後は、取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）の報酬について、基本報酬、年次業績連動報酬、株式報酬の3区分からなる報酬体系とし、監査等委員である取締役および社外取締役の報酬について、基本報酬のみとする方針といたしました。なお、かかる方針は、当社取締役会が取締役の報酬等を決定するにあたり、取締役会の任意の諮問機関として社外取締役を含むメンバーで構成される指名・報酬委員会において審議・検証を行っております。

また、当社取締役会は、指名・報酬委員会における審議内容を尊重して取締役の個人別の報酬額を決定することにつき、代表取締役社長である紅村康に一任しております（当期におきましては、厳しい経営環境を勘案し、上記「2. 当期に係る取締役および監査役の報酬等の総額」に記載のとおり報酬返上を行っております。）。なお、当社取締役会は、取締役の報酬等の方針について、上記「4. 取締役の報酬等の決定に関する方針等」のとおり決議しております。

このような手続を経て取締役の個人別の報酬の額および内容が決定されていることから、当社取締役会は、取締役の報酬等がその決定に関する方針に沿うものであると判断しております。

6. 社外役員に関する事項

(1) 他の法人等の業務執行者等との重要な兼職状況（2021年3月31日現在）

氏 名	地 位	兼職先・兼職内容	兼職先と当社との関係
高 橋 温	取 締 役	—	—
古 市 健	取 締 役	日本生命保険相互会社 代表取締役副会長	当社の株主で当社と資金借入等の取引関係がありますが、いずれも一般の取引条件と同様のものです。
竹 川 浩 史	取 締 役 監 査 等 委 員 (常 勤)	—	—
北 村 敬 子	取 締 役 監 査 等 委 員	—	—
金 子 正 志	取 締 役 監 査 等 委 員	—	—

(2) 他の法人等の社外役員等との重要な兼職状況（2021年3月31日現在）

氏 名	地 位	兼職先・兼職内容	兼職先と当社との関係
高 橋 温	取 締 役	株式会社岩手銀行 社外取締役	当社との間に特別の関係はありません。
古 市 健	取 締 役	株式会社ダイセル 社外取締役	当社との間に特別の関係はありません。
竹 川 浩 史	取 締 役 監 査 等 委 員 (常 勤)	—	—
北 村 敬 子	取 締 役 監 査 等 委 員	明治安田生命保険相互会社 社外取締役	当社の株主で当社と資金借入等の取引関係がありますが、いずれも一般の取引条件と同様のものです。
		日野自動車株式会社 社外監査役	当社との間に特別の関係はありません。
金 子 正 志	取 締 役 監 査 等 委 員	—	—

(3) 主な活動状況

氏 名	地 位	主な活動状況
高 橋 温	取 締 役	当期開催の取締役会11回のうち10回に出席し、主に経験豊富な経営者の観点から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。また、ガバナンス委員会および指名・報酬委員会のメンバーとして、当社のコーポレート・ガバナンス等に関する審議を行っております。
古 市 健	取 締 役	当期開催の取締役会11回すべてに出席し、主に経験豊富な経営者の観点から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。また、ガバナンス委員会および指名・報酬委員会のメンバーとして、当社のコーポレート・ガバナンス等に関する審議を行っております。
竹 川 浩 史	取 締 役 監 査 等 委 員 (常 勤)	当期開催の取締役会11回のうち、監査役として2回、取締役監査等委員として9回出席し、また、当期開催の監査役会5回、監査等委員会10回すべてに出席し、金融機関における豊富な経験をふまえ、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。また、ガバナンス委員会のメンバーとして、当社のコーポレート・ガバナンス等に関する審議を行っております。
北 村 敬 子	取 締 役 監 査 等 委 員	当期開催の取締役会11回のうち、監査役として2回、取締役監査等委員として9回出席し、また、当期開催の監査役会5回、監査等委員会10回すべてに出席し、会計学を専門とした大学教授としての経験に基づいた専門的見地から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
金 子 正 志	取 締 役 監 査 等 委 員	当期開催の取締役会11回のうち、監査役として2回、取締役監査等委員として9回出席し、また、当期開催の監査役会5回、監査等委員会10回すべてに出席し、主に弁護士としての専門的見地から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。

- (注) 1. 当社は、取締役会の任意の諮問機関として、社外取締役3名を含む取締役6名で構成されるガバナンス委員会を設置し、社外取締役の視点を交えて当社グループの企業戦略やガバナンス体制等について審議を行うとともに、代表取締役、社外取締役の連携を強化し、グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上をはかっております。
2. 当社は、取締役会の任意の諮問機関として、社外取締役2名を含む取締役4名で構成される指名・報酬委員会を設置し、役員の人事、報酬について審議を行うことにより、経営の透明性確保をはかっております。

4 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

2. 当期に係る会計監査人の報酬等の額

	区 分	金 額
(1)	当社が支払うべき会計監査人としての報酬等の額	92百万円
(2)	当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	117百万円

(注) 1. (1) には、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の合計額を記載しております。なお、当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬を明確に区分しておらず、実質的にも区分できません。

2. 当社監査等委員会は、あらかじめ定めた「会計監査人の報酬等の同意に関する方針」に基づき、取締役、社内関係部署および会計監査人から必要な資料の入手、報告を受けたうえで会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切かどうかについて検討した結果、会計監査人の報酬等の額について同意しています。

3. 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である社債発行に係るコンフォートレター作成業務を委託しております。

4. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由に該当するなど、職務を適切に遂行することが困難と認められる場合において、当該会計監査人の解任または不再任が妥当と判断したときは、必要な対応を行います。

5 会社の体制および方針

1. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況
2. 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

上記 1 および 2 については、法令および定款第16条の規定に基づき、当社ウェブサイト (<https://www.keio.co.jp/>) に掲載しております。

連結貸借対照表 (2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	159,022	流動負債	221,791
現金及び預金	76,772	支払手形及び買掛金	16,043
受取手形及び売掛金	38,009	短期借入金	66,193
商品及び製品	11,965	1年内償還予定の社債	20,000
仕掛品	21,387	コマーシャル・ペーパー	30,004
原材料及び貯蔵品	2,289	未払法人税等	2,493
その他	8,612	前受金	23,425
貸倒引当金	△13	賞与引当金	2,437
固定資産	753,601	その他の引当金	1,519
有形固定資産	656,717	その他	59,673
建物及び構築物	332,049	固定負債	346,438
機械装置及び運搬具	33,106	社債	150,000
土地	235,322	長期借入金	133,412
建設仮勘定	46,673	繰延税金負債	2,335
その他	9,564	退職給付に係る負債	22,930
無形固定資産	14,736	その他	37,759
投資その他の資産	82,147	負債合計	568,229
投資有価証券	50,251	(純資産の部)	
退職給付に係る資産	12,508	株主資本	334,422
繰延税金資産	12,122	資本金	59,023
その他	7,396	資本剰余金	42,187
貸倒引当金	△132	利益剰余金	252,952
資産合計	912,624	自己株式	△19,740
		その他の包括利益累計額	9,923
		その他有価証券評価差額金	7,681
		為替換算調整勘定	4
		退職給付に係る調整累計額	2,237
		非支配株主持分	48
		純資産合計	344,395
		負債純資産合計	912,624

連結損益計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
営業収益		315,439
営業費		
運輸業等営業費及び売上原価	288,756	
販売費及び一般管理費	47,550	336,306
営業損失		△20,866
営業外収益		
受取利息	20	
受取配当金	1,312	
持分法による投資利益	88	
助成金等収入	4,174	
雑収入	953	6,549
営業外費用		
支払利息	3,091	
雑支出	572	3,664
経常損失		△17,980
特別利益		
投資有価証券売却益	4,655	
退職給付制度改定益	1,748	
固定資産売却益	1,167	
工事負担金等受入額	446	
その他	537	8,555
特別損失		
減損損失	9,224	
固定資産除却損	815	
固定資産圧縮損	388	
その他	1,213	11,642
税金等調整前当期純損失		△21,067
法人税、住民税及び事業税		3,930
法人税等調整額		2,688
当期純損失		△27,686
非支配株主に帰属する当期純損失		△167
親会社株主に帰属する当期純損失		△27,519

貸借対照表 (2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	73,704	流動負債	218,873
現金及び預金	53,905	短期借入金	117,829
未収運賃	5,415	1年以内償還社債	20,000
未収金	7,980	コマーシャル・ペーパー	30,004
販売土地及び建物	814	未払金	19,551
貯蔵品	1,145	未払費用	1,428
前払費用	589	未払消費税等	1,659
その他の流動資産	3,853	未払法人税等	419
固定資産	692,920	預り連絡運賃	1,281
鉄道事業固定資産	287,862	預り金	6,277
付帯事業固定資産	269,352	前受運賃	3,207
各事業関連固定資産	3,529	前受金	16,172
建設仮勘定	45,781	前受収益	779
投資その他の資産	86,394	賞与引当金	219
関係会社株式	24,184	その他の流動負債	44
その他の関係会社有価証券	6,440	固定負債	316,363
投資有価証券	40,246	社債	150,000
長期貸付金	22	長期借入金	132,184
長期前払費用	215	退職給付引当金	9,333
前払年金費用	8,270	債務保証損失引当金	1,552
繰延税金資産	4,540	資産除去債務	4,371
その他の投資等	2,578	その他の固定負債	18,921
貸倒引当金	△105	負債合計	535,237
資産合計	766,625	(純資産の部)	
		株主資本	224,103
		資本金	59,023
		資本剰余金	42,185
		資本準備金	32,019
		その他資本剰余金	10,166
		利益剰余金	142,635
		利益準備金	7,876
		その他利益剰余金	134,758
		固定資産圧縮積立金	8,577
		特別償却積立金	81
		別途積立金	75,000
		繰越利益剰余金	51,099
		自己株式	△19,740
		評価・換算差額等	7,284
		その他有価証券評価差額金	7,284
		純資産合計	231,388
		負債純資産合計	766,625

損益計算書

(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
鉄道事業		
営業収益	58,184	
営業費	67,892	
営業損失		△9,708
付帯事業		
営業収益	43,345	
営業費	28,663	
営業利益		14,681
全事業営業利益		4,973
営業外収益		
受取利息及び配当金	4,217	
雑収入	247	4,464
営業外費用		
支払利息	3,246	
雑支出	301	3,547
経常利益		5,890
特別利益		
投資有価証券売却益	4,654	
退職給付制度改定益	1,748	
固定資産売却益	689	
受取補償金	525	
工事負担金等受入額	337	
その他	1	7,955
特別損失		
減損損失	7,279	
関係会社株式評価損	4,841	
債務保証損失引当金繰入額	1,022	
固定資産除却損	1,003	
退店補償金	567	
固定資産圧縮損	337	
投資有価証券評価損	262	
固定資産売却損	1	15,314
税引前当期純損失		△1,468
法人税、住民税及び事業税		1,269
法人税等調整額		△596
当期純損失		△2,141

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月17日

京王電鉄株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 横 澤 悟 志 ㊞
業 務 執 行 社 員
指定有限責任社員 公認会計士 金 井 睦 美 ㊞
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、京王電鉄株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、京王電鉄株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月17日

京王電鉄株式会社
取締役会 御中有限責任 あずさ監査法人
東京事務所指定有限責任社員 公認会計士 横 澤 悟 志 ㊞
業 務 執 行 社 員
指定有限責任社員 公認会計士 金 井 睦 美 ㊞
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、京王電鉄株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第100期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第100期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任 あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

- ①監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門その他内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月18日

京王電鉄株式会社 監査等委員会

監査等委員（常勤）伊 藤 俊 司 ㊟

監査等委員（常勤）竹 川 浩 史 ㊟

監査等委員 北 村 敬 子 ㊟

監査等委員 金 子 正 志 ㊟

(注) 監査等委員竹川浩史、北村敬子及び金子正志は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会 会場ご案内図

会場

京王プラザホテル八王子 5階「翔王」

東京都八王子市旭町14番1号

交通

J R

「八王子」駅下車

北口から徒歩約3分

京王線

「京王八王子」駅下車

中央口から徒歩約6分



お願い

- 株主総会専用の駐車場はご用意しておりませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。
- カメラやスマートフォン、携帯電話などによる会場内の撮影や録音はご遠慮ください。
- 株主総会ご出席の株主様へのお土産はご用意しておりません。

上記各事項につき、何卒ご理解のほど、よろしくお願いいたします。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。